

宇多津町平成29年度保育所徴収金(保育料)基準額表

※この基準額表のほか、別紙『保育料の多子軽減割合確認表』を参照ください。

I 基本保育料

(単位：円)

階層		3歳未満		3歳		4歳以上	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
A	生活保護	0	0	0	0	0	0
B	住民税非課税	9,000	8,800	6,000	5,800	6,000	5,800
C1	均等割のみ課税	14,000	13,700	11,000	10,800	11,000	10,800
C2	1 ~	18,000	17,600	15,000	14,700	15,000	14,700
D1	48,600 ~	23,000	22,600	19,000	18,600	19,000	18,600
D2	72,000 ~	29,000	28,500	24,000	23,500	22,000	21,600
D3	97,000 ~	35,000	34,400	27,000	26,500	24,000	23,500
D4	130,000 ~	39,000	38,300	28,000	27,500	25,000	24,500
D5	169,000 ~	42,000	41,200	29,000	28,500	26,000	25,500
D6	250,000 ~	44,000	43,200	30,000	29,400	27,000	26,500
D7	301,000 ~	47,000	46,200	32,000	31,400	28,000	27,500
D8	397,000 ~	50,000	49,100	34,000	33,400	30,000	29,400

※この表の階層区分のC1は、町住民税の均等割りのみ。C2からD8については、町住民税の所得割額をいう。

II B階層に認定された世帯で、次に掲げる世帯に該当する場合には、申請に基づき徴収金(保育料)基準額を免除する。

1 母子、父子世帯等

母子及び寡婦福祉法第17条に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯。

2 在宅障害児(者)のいる世帯

次に掲げる児(者)を有する世帯。

- ①身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者。
- ②療育手帳制度要綱に定める療育手帳の交付を受けた者。
- ③精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者。
- ④特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者。

III 同一世帯から2人以上の就学前児童が保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所や児童デイサービスを利用している場合、そのうちの児童から数えて第2子は半額、第3子以降は全額免除する。ただし、B階層に該当する場合は、第2子以降を全額免除する。

IV 算入する所得割額の合計が計57,700円未満である場合は、IIIに挙げる多子カウントの制限を撤廃する。…(例)中学生の兄から第1子と数える。

IV IIの1及び2にあげる世帯に該当し、かつ算入する所得割額の合計が77,101円未満の場合は、IIIに挙げる多子カウントの制限を撤廃した上で、第1子をB階層の保育料と同額とし、第2子以降の保育料は全額免除する。

V 現に扶養する子(18歳の年度まで)が3人以上いる世帯の出生順位が第3位以降である児童の保育料を免除する。

ただし、3歳児以上についてD5～D8階層に該当する世帯の場合は、IIIを適用した後の保育料の2分の1とする。